

## 第4章 推進体制

### I. 地域福祉の推進イメージ

- 住民が地域に誇りを持ち、地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることはもちろん重要です。しかし、複雑化した地域課題に対応するためには、要支援者を家族やひとつの機関だけで支えるのではなく、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要となります。
- 地域福祉活動の中心は日常生活圏、小域福祉圏であり、各圏域での解決が困難な事例については、より広域で専門的なネットワークにより解決が図られるよう重層的な支援体制が必要です。
- 一方、多様な地域課題に対応するためには、制度に縛られない柔軟な仕組みとする必要もあります。(図4-1)

(図4-1) 省略

### II. 各圏域の主な役割

#### 1. 地域福祉活動の基礎となる日常生活圏

(自治会・町内会等を中心とした互助のネットワーク)

##### (1) 日常生活圏のネットワークの役割

- ① 個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を地域の助け合いの力で解決を図ります。
- ② 地域住民、自治会・町内会等、地区社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員などが連携し、地域の見守り活動等によって要支援者や地域の潜在的ニーズを把握し、具体的な相談・支援機関などに結び付けます。
- ③ 日常生活圏での解決が難しい生活課題については、小域福祉圏等のネットワークに地域課題としてつなぎます。

## 2. 日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏

(小域福祉圏はおおむね小・中学校区)

### (1) 小域福祉圏のネットワークの役割

- ① 地域の関係者（機関）による分野横断的なネットワークを構成し、日常生活圏における地域福祉活動をそれぞれの職種の持つノウハウで支援します。
- ② 各日常生活圏のネットワークを結ぶ場となり、日常生活圏等から持ち込まれた地域課題を整理し、小域福祉圏での解決を目指します。
- ③ この圏域でも解決が困難な課題は市町村圏ネットワークへつなぎ、関係者と協働して解決の道を探ります。

### (2) 市町村の役割

- ① 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域の状況を把握するとともに、ネットワークの立ち上げ支援等、小域福祉圏における連携を促進します。
- ② 地域福祉活動のための環境整備や住民活動の支援を行います。

### (3) 体制イメージ（地域、課題に応じて異なる）

- ① 小域福祉圏における地域福祉活動の推進体制イメージは、小・中学校区（概ね人口1万人程度の地域）を例に小域福祉圏としています。
- ② 小規模な市町村においては、人口や社会資源等の実情に応じて、小域福祉圏の推進体制を設定せずに基本福祉圏で代替する等、市町村において適切な圏域を設定することが考えられます。

(図4-2) 省略

## 3. 総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏

(市町村圏)

### (1) 基本福祉圏のネットワークの役割

- ① 小域福祉圏の課題解決に向けた支援を行います。
- ② 専門的なノウハウが必要な課題には構成員（機関）の持つ専門機関ネットワークと連携・協働して対応します。
- ③ 課題の解決に予算的・制度的な対応が必要である場合は市町村等に提案し、行政と連携して対応します。

### (2) 市町村の役割

- ① 地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。

- ② 公的福祉サービスをマネジメント（管理）し、安定的に提供します。
- ③ 対象者横断的な課題や、「制度の谷間」にある方への支援等に対応するため、総合的な相談支援体制の整備と複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりに努めます。

### （3）体制イメージ（地域、課題に応じて異なる）

- ① 基本福祉圏のネットワークでは、小域福祉圏のネットワーク間の調整を行うため、地域包括支援センター運営協議会や地域自立支援協議会等の公的枠組みにおいて整備されている協議会を活用して、基本福祉圏で対応すべき地域課題の解決や地域福祉活動、地域づくりを推進します。
- ② 人口規模の大きな市においては、人口、面積等の実情に応じて、市全域と小域福祉圏の間にサブ圏域（市役所支所単位程度の圏域）を設定し、基本福祉圏と同様の体制を設ける等、適切な圏域を設定することが考えられます。

（図4-3）省略

## 4. 地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏

### （1）広域福祉圏（及び県全域）のネットワークの役割

- ① 単独の基本福祉圏では解決が困難な、専門的・広域的な取組が必要な課題（地域リハビリテーションの推進、福祉人材確保対策、精神保健施策等）に対して、県や専門機関が協働してネットワークを構築し、市町村等と連携して課題解決に取り組みます。

### （2）県の役割

- ① 県域の職能団体、事業者団体、専門組織等の地域福祉活動を支援し、また、これら団体の連携を促進します。
- ② 地域福祉、地域づくりに有益な事業や研究成果等を市町村や地域に提案し、協働して取り組みます。
- ③ 地域福祉のネットワークを構築するコーディネーターや地域医療・福祉に携わる人材の育成支援を行います。
- ④ 地域福祉の考え方を普及・啓発し、地域福祉活動の普及に向けた土壌づくりを行うとともに、市町村に対しても施策の企画・立案のための情報提供を行います。

### （3）推進に当たっての考え方

- ① 地域福祉は、住民や関係者が主体的に日常生活圏、小域福祉圏で活動し、

それを基本福祉圏や市町村が支えることによって実現します。

- ② 県や広域団体は、地域福祉を進めるに当たって、日常生活圏、小域福祉圏、基本福祉圏の活動や市町村の主体性・地域性を尊重し、必要な支援を行います。

### Ⅲ. 地域福祉の担い手として期待される団体

#### (1) 自治会・町内会等の地縁団体

- 自治会・町内会等の活動は、地域の環境美化、防災・防犯、イベント開催等多岐に渡っており、住民に最も身近な組織として地域の重要な役割を担っています。
- 一方で、住民の連帯感の希薄化などに伴い、自治会・町内会等については、加入率の低下や担い手不足、活動の停滞等の問題が生じつつあります。
- 自治会は、地域活動を推進するための基本的単位として、地域住民による助け合い（公助）を高めるものであり、地方自治体等から、活動が活発化し、地域の中で様々な取組を行うことが期待されています。

#### (2) 社会福祉協議会

- 市町村社会福祉協議会は社会福祉法第109条第1項により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、区域内の住民（地区社会福祉協議会、町内会、自治会、住民等）や、民生委員・児童委員、ボランティア団体等によって構成され、様々な社会福祉事業の企画、実施や地区社会福祉協議会の組織づくり等、地域住民に対し社会福祉活動の参加のための援助等を行っており、地域の多様な福祉活動をコーディネートするなど、各市町村の地域福祉推進に不可欠な役割を果たしています。
- 地区社会福祉協議会（社協支部）は県内では550を超える組織があり、ふれあいサロン、見守りネットワーク活動、子育て支援活動等、住民が主体となった小・中学校区等での地域活動を行う基礎組織として定着し、地域福祉活動の拠点として重要な役割を担っています。
- 社会福祉協議会では、若年層の参加者があまり増えず不足していること、

また会費や寄付金等の自主財源が伸び悩んでおり財政基盤が脆弱になっていること等が課題となっています。

地域に活動拠点を確保する等により、地域住民に密着した活動を安定・継続的に行うことや社会福祉協議会の取組に関する広報を強化し、地域住民の認知度を上げていく取組が求められています。

- また、社会福祉協議会が扱う地域福祉の課題は社会の成熟化により複雑化しており、その課題の解決のためには、個別ケースに関する豊富な知識・経験と多数の関係者との調整が必要になっています。

そのため、個別支援と地域支援の両方のスキルを持った高度な専門性を有する人材の育成が求められています。

### (3) 社会福祉法人・社会福祉施設

- 県内では、社会福祉法に基づき602の社会福祉法人(国の所管法人を除く。平成25年度末現在。)が認可されており、福祉や介護などに関する専門スタッフが数多く在籍しています。

社会福祉法人は、各種の社会福祉事業や公益事業等を実施していますが、国における社会福祉法人制度の見直しなども踏まえ、地域福祉の担い手として、さらなる役割を果たすことが期待されます。

- 社会福祉施設の多くは地域に在宅福祉サービス等を供給していますが、地域の活動団体に施設内の交流スペースを提供することや、地域住民に対し専門職員による在宅介護講座を行う等、施設の持つ人的、物的資源を地域に提供し、地域との連携を深め、施設が地域の活動拠点としても活用されることが期待されています。

- また、障害福祉施設については、入所施設から地域生活へ移行した利用者等に対する専門的支援、緊急時の支援、余暇活動支援等のバックアップ機能の強化が求められています。

### (4) 学校・生涯学習施設

- 県内には、平成26年5月1日現在、小学校が830校、中学校が407校設置され、また、高等学校は185校(全日制、定時制:市立、私立を含む。)、高等教育機関(大学、短大等)は53校、特別支援学校は40校(国立、私立を含む)設置されており、これら学校は地域の貴重な社会資源です。

- 学校は、運動会や文化祭など年間行事等を通じ、地域に潤いと賑わいを与えるだけでなく、地域交流の拠点として活用されている事例もあります。学校を中心とした地域活動や児童・生徒と地域との交流等を通じ、地域、学校ともに活性化を図ることが大切です。
- また、各地域の公民館や図書館をはじめとする生涯学習施設で、展開されている教育分野の取組と地域福祉の取組の連携を図るため、地域で一体的に進めることにより、相乗効果が期待できます。

#### (5) 企業・事業者

- 企業の地域貢献活動として、共同募金等への寄附や環境美化活動、各種イベントの実施等、事業者の特性を活かした社会貢献活動が推進されており、地域に資源の提供を行う企業も数多く存在しています。
- また、地域の防犯拠点や災害時の行政との協定をはじめ学童保育の実施、高齢者の孤立化防止活動への参加等、新しい形での地域貢献も行われています。
- 地域貢献活動を行っている企業・事業者のPRや支援等、企業等への働きかけを強化し、従業員のボランティア活動への参加等、具体的な活動を促進することが必要です。

#### (6) NPO 法人

- 千葉県のNPO法人（特定非営利活動法人）数は、年々増加しており、平成26年3月末現在で1,924法人となっており、保健医療福祉、社会教育、まちづくり、スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護、国際協力等、多様な分野に渡る活動が県内各地で盛んになってきています。その中で、保健医療福祉活動で活躍するNPO法人数は最も多く、全体の5割以上を占めており（複数分野で活動する法人を含む）、福祉の担い手として大きく期待されています。

#### (7) 広域・地域の福祉系組織

- 市町村区域を越えた広域、県域での福祉活動を支援する組織には、千葉県社会福祉協議会（県社協）や千葉県民生委員・児童委員協議会（県民児協）等様々な団体があり、各種研修などを通じた専門職の育成や広域的なネットワークづくりを進めてきました。

- 地域課題が複雑化、多様化する状況において、市町村単位の組織自体が専門性、独自性を高めており、広域・県域組織においては、これまでの取組の実効性を向上させるとともに、組織の有する専門性を一層高め、広域・県域でなければできない活動に特化・集約化することが必要です。

#### **(8) 民生委員・児童委員**

- 民生委員・児童委員は、担当地区の要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談、助言等の活動が無償で行っていますが、高齢者や障害のある者、孤立に至る（可能性のある）者等が増加していることから、公的福祉サービスの利用に結び付ける役割（つなげる）、孤立死や虐待等、孤立を防ぐ取組（発見する）、災害時の事前事後における要援護者の把握と支援（見守る）、認知症等自ら助けを求められない人々への支援（受けとめる）など、地域の状況に応じた様々な活躍が期待されます。